

# 令和2年度事業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

特定非営利活動法人

みんなでスクラム生活支援センター

## 1 事業の成果

災害時の対応として、2F・4Fにある生活介護を分室(1F・2F)に移動して、安全に避難できる体制にした。

事業に関しては、成熟期と考え体制固めに入っていく。

経理の面でも、新しい税理士さんのもとで、経理面の改善をおこなう。

尚、コロナ禍の影響で、移動支援の事業が激減しているが、逆に居宅介護事業が拡大し、作業所等も欠席者が少なく影響は最小にとどまっている。しかし、今後の事を考え、新たな作業先を開拓しなければならない。

又、相談部門においては、新たに役所を定年されたベテランの方を相談部門の室長に迎え、強化していった。

## 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業員の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
支援法に基づく障害福祉サービス事業(居宅介護)定款5条第2項 支援法に基づく地域生活支援事業(移動支援)定款5条第4項 介護保険法に基づく居宅サービス事業(訪問介護)定款5条17項	知的・身体障害者の仲間に対して 家事援助・身体介護及び重度訪問介護事業及・移動支援を通じて生活全般の援助をおこなう事業。又、65才を越え、介護保険優先の制度で移行した仲間に対しては介護保険制度を利用して、引き続き生活全般の援助を行っていく。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 東区	69名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 65名	219,344
一般乗用旅客自動車運送事業定款5条第11項	一般交通機関の利用の困難な、障害者等に、一般乗用自動車運送事業に基づき、介護用タクシーの運行を行う事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 を中心とする地域	4名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 18名	622
支援法に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業定款第5条第14及び15項	障害者の方が福祉サービス事業者及び様々な社会資源を利用して地域で自立して生活できるようにする為に、サービス等利用計画書の作成を通じて支援していく事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 東区	9名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 199名	4,762
支援法に基づく障害福祉サービス事業(就労継続支援B型・生活介護の多機能型事業)定款5条第2項	生産活動、その他の活動の機会の提供のための事業と、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の援助を行う事業と合わせた多機能型事業。	週5日 作業所暦通り	安佐北区	29名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 90名	129,470

※ 従業員の人数には事務職は含まれていません。

※ その他の事業に関しては、実施していません。

※ 支援法とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の略